

C 収入状況届出書 I

様式第1号（その1）（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係）

令和 年 月 日

東京都知事 殿

高等学校等就学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）—

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☒ 収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村			
保護者等の電話番号				
生徒が在学する 学校の名称				

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	(記入不要)
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	(記入不要)

D 収入状況届出書Ⅱ

認定番号

- 013 -

※東京都使用欄（記入不要です。）

就学支援金の支給を受けようとする時期の区分
(いずれかの□にレ印をつけてください。)

☐	4月～6月
☐	7月～翌年6月

生徒氏名	姓		名	
生年月日	昭和 平成	年	月	日

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。				
①	☐	親権者(両親)2名分		
②	☐	親権者1名分（ア又はイの <u>いずれか</u> の□にレ印を付けてください。） (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。)		
		ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	
		イ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合（生活保護受給証明書を提出する場合を含む）等	
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)		
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等		
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等		
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。				
⑥	☐	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合		

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名		生徒との続柄
(ふりがな)		
生年月日	年 月 日	

氏名		生徒との続柄
(ふりがな)		
生年月日	年 月 日	

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

都道府県	市区町村
☐ 日本国内に住所を有していない。	

都道府県	市区町村
☐ 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による都道府県民税所得割の額又は区市町村民税所得割の額(令和2年7月分以降の支給判定の場合は、区市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は区市町村民税の調整控除額)の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

☐	就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
--------------------------	--